

半島振興法に基づく優遇制度

■制度の概要

半島振興法を活用した大隅地区の地域振興策の一環として、本市では半島振興法に基づく産業振興促進計画を策定し、対象の事業を行う事業者が当該事業のために用いる設備の取得・建設・改修等を行った場合に、税制の優遇を受けることができます。

■対象業種及び取得額の要件

対象業種	資本金規模		
	1,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超
製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
旅館業 (下宿営業を除く)			
農林水産物等販売業	500万円以上		
情報サービス業等			

■主な優遇制度

○ 国税の割増償却の適用

区分	償却期間	償却率
機械、装置	5年間	普通償却限度額の32%
建物、付属設備、構築物		普通償却限度額の48%

○ 地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税の免除

区分	事業税		不動産取得税	固定資産税
税率	年度	税率(%)	不動産取得税額に0.1を乗じた額が課税	全額免除 (不均一課税及び市独自の課税免除)
	初年度	0.5		
	第2年度	0.75		
	第3年度	0.875		
適用期間	3年間		税の課税時	3年間

■優遇制度を受けるためには

- 固定資産税の優遇を受けようとする事業者は、対象施設の操業開始後に承認を受ける必要があります。